【固定資産税】

《住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置（平成18(2006)年4月法施行)》

耐震改修工事を行った住宅に対して、一定期間、居住部分の床面積が120㎡までの固定資産税（家屋分）が**2分の1**（平成29(2017)年4月1日以降に耐震改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については、3分の2）減額されます。

◆減額を受けるための要件（全てを満たすこと。）

① 昭和57(1982)年1月1日以前から存在する住宅（居住部分の割合が2分の1以上のもの）であること。

② 法令に定める耐震基準に適合するように改修された住宅であること。

③ 令和13(2031)年3月31日までに1戸当たり工事費が50万円（税込）を超える耐震改修工事が完了していること。

◆減額対象床面積

居住部分の床面積が120㎡以下の家屋は、その全部、120㎡を超える家屋は、120㎡相当分が減額の対象となります。

◆減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年間）

◆必要書類（①及び②又は①から③までの全て）

① 領収書（工事費用が確認できるもの）

② 住宅耐震改修証明書（みよし市の証明を受けたもの）又は増改築等工事証明書（建築士などの証明を受けたもの）

※ みよし市の証明を受けることができる住宅は、みよし市の補助を受けて耐震改修を行った住宅に限られます。耐震改修補助事業及び証明については、都市建設部都市計画課（電話 0561-32-8021）へお問い合わせください。

③ 認定長期優良住宅に該当することとなった住宅の場合は、認定通知書の写し

◆手続

改修工事完了日から3か月以内に、「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」（税務課で配布又はホームページよりダウンロード）に必要事項を記入し、上記必要書類を添えて、税務課へ直接提出をお願いします。